

様式第4（第38条第1項関係）

（表）

第 号 石綿による健康被害の救済に関する法律 第50条の6第2項の規定による身分証明書 写真 職名及び氏名 生 年 月 日 年 月 日発行 独立行政法人 環境再生保全機構理事長 印	

（裏）

石綿による健康被害の救済に関する法律 抜すい （特別事業主に対する報告の徴収等） 第50条の6 機構は、特別拠出金の徴収に 関し必要があると認めるときは、特別 事業主に対し、報告若しくは文書の 提出を命じ、又は当該職員に、特別事 業主の事務所に立ち入り、関係者に質 問させ、若しくは帳簿書類（その作成 又は保存に代えて電磁的記録（電子的 方式、磁気的方式その他の知覚によ っては認識することができない方式で 作られる記録であつて、電子計算機に よる情報処理の用に供されるものを いう。）の作成又は保存がされている 場合における当該電的磁気録を含む。 以下同じ。）を検査させることができる 2 前項の規定により立入検査をする職 員は、その身分を示す証明書を携帯し 、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限 は、犯罪捜査のために認められたもの と解してはならない。	第88条 （略） 2 （略） 3 第50条の6第1項の規定による命令 に違反して報告をせず、若しくは虚偽 の報告をし、若しくは文書を提出せず 、若しくは虚偽の記載をした文書を提 出し、又は同項の規定による当該職員 の質問に対して、答弁をせず、若しく は虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒 み、妨げ、若しくは忌避した者は、6 月以下の懲役又は30万円以下の罰金に 処する。 第90条 法人（法人でない労働保険事務 組合等を含む。以下この項において同 じ。）の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者が、そ の法人又は人の業務に関して、第88条 又は前条（第1項第1号及び第2項第 1号を除く。）の違反行為をしたとき は、行為者を罰するほか、その法人又 は人に対しても、各本条の罰金刑を科 する。 2 （略）
---	--

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、
日本産業規格B 7とする。